第2の1中「平成24年度」を「平成29年度」に改め、同1の1中「、法第7条第2項に規定する共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団」を「及び法第7条第2項に規定する共済組合」に、「80%」を「90%」に改め、ただし書を次に、同1の3中「65%」を「60%」に改め、同3を同1の5に、同1の2中「、健康保険組合（健康保険法第11条第2項の規定により設立されたものに限る。）、船員保険及び国民健康保険組合」を「及び船員保険」に、「70%」を「65%」に改め、同2を同1の4に、同1の1の次に次のように加える。

2　健康保険組合（健康保険法第11条第2項の規定により設立されたものに限る。）及び日本私立学校振興・共済事業団

健康保険組合の加入者に係る特定健康診査の実施率　85%以上

3　国民健康保険組合の加入者に係る特定健康診査の実施率　70%以上

第2の1中「平成24年度」を「平成29年度」に、「目標については、これを」を「目標は、次の区分に応じてそれぞれに掲げる値を」に改め、同1に次のように加える。

1　健康保険組合（健康保険法第11条第1項の規定により設立されたものに限る。）及び市町村国保の加入者に係る特定保健指導の実施率　60%以上

2　法第7条第2項に規定する共済組合の加入者に係る特定保健指導の実施率　40%以上

3　全国健康保険協会が管掌する健康保険、健康保険組合（健康保険法第11条第2項の規定により設立されたものに限る。）、船員保険、国民健康保険組合及び日本私立学校振興・共済事業団の加入者に係る特定保健指導の実施率　30%以上

第2の1に中「平成24年度」を「平成29年度」に、「10%」を「25%」に、「の目標についても、これを踏まえて設定すること」を「は当該数値を必ずしも目標として設定する必要はないが、特定健康診査等の対象者におけるメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の構成割合や減少率を基に、各保険者において、特定健康診査等の効果の検証や効率的な対策の検討を行うことは重要であることから、各保険者がこれらの数値を把握し、保健事業に活用することが望ましい」に改める。

第3の1中「特定保健指導の実施率及びメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率」を「及び特定保健指導の実施率」に改める。

○厚生労働省告示第五百二十六号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十三条の八第二項の規定により、同法第二十三条の二第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた登録認証機関であるＤＥＫＲＡサーティフィケーション・ジャパン株式会社について、その基準適合性認証の業務の範囲を次のように変更する旨の届出があったので、同法第二十三条の八第三項の規定に基づき公示する。

平成二十四年九月二十八日　厚生労働大臣　小宮山洋子

登録番号	名称	変更前の基準適合性認証の業務の範囲	変更後の基準適合性認証の業務の範囲	変更の日
ＡＯ	ＤＥＫＲＡサーティフィケーション・ジャパン株式会社	薬事法第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する管理医療機器のうち次に掲げるもの、及び体外診断用医薬品 一　麻酔・呼吸用機器（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）Ｔ〇六〇一―一の適用となるものに限る。） 二　本工業規格Ｔ〇六〇一―一の適用となるものを除く。） 三　医用電気機器	薬事法第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する管理医療機器のうち次に掲げるもの、及び体外診断用医薬品 一　麻酔・呼吸用機器（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）Ｔ〇六〇一―一の適用となるものに限る。） 二　本工業規格Ｔ〇六〇一―一の適用となるものを除く。） 三　医用電気機器	平成二十四年十月十一日

○厚生労働省告示第五百二十七号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十三条の八第二項の規定により、同法第二十三条の二第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた登録認証機関であるテュフ・ラインランド・ジャパン株式会社について、その基準適合性認証を行う事業所の所在地を次のように変更する旨の届出があったので、同法第二十三条の八第三項の規定に基づき公示する。

平成二十四年九月二十八日　厚生労働大臣　小宮山洋子

登録番号	名称	変更前の基準適合性認証を行う事業所の所在地	変更後の基準適合性認証を行う事業所の所在地	変更の日
ＡＢ	テュフ・ラインランド・ジャパン株式会社	一　神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目十九番五号 二　大阪府大阪市北区東天満二丁目九番一号	一　神奈川県横浜市都筑区北山田四丁目二十五番二号 二　大阪府大阪市北区東天満二丁目九番一号	平成二十四年八月六日

○厚生労働省告示第五百二十八号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第四条第五項第一号の規定に基づき、医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年九月二十八日　厚生労働大臣　小宮山洋子

四　家庭用マッサージ器、家庭用電気治療器及びその関連機器
五　補聴器
六　放射線及び画像診断機器（日本工業規格Ｔ〇六〇一―一の適用となるものに限る。）
七　放射線及び画像診断機器（日本工業規格Ｔ〇六〇一―一の適用となるものを除く。）

四　眼科及び視覚用機器（日本工業規格Ｔ〇六〇一―一の適用となるものに限る。）
五　眼科及び視覚用機器（日本工業規格Ｔ〇六〇一―一の適用となるものを除く。）
六　再使用可能機器（日本工業規格Ｔ〇六〇一―一の適用となるものに限る。）
七　再使用可能機器（日本工業規格Ｔ〇六〇一―一の適用となるものを除く。）
八　単回使用機器（日本工業規格Ｔ〇六〇一―一の適用となるものに限る。）
九　単回使用機器（日本工業規格Ｔ〇六〇一―一の適用となるものを除く。）
十　家庭用マッサージ器、家庭用電気治療器及びその関連機器
十一　補聴器
十二　放射線及び画像診断機器（日本工業規格Ｔ〇六〇一―一の適用となるものに限る。）
十三　放射線及び画像診断機器（日本工業規格Ｔ〇六〇一―一の適用となるものを除く。）